

第四十回
參議院農林水產委員會會議錄第二

卷之三

午前十一時十四分開会

出席者は左の通り

理事
監督長
林成志
副總裁
高雲

櫻井 志郎君

委員

植垣弥一郎君

重政 唐德君
仲原 善一君

藤野 繁雄君
大森 創造君

清澤俊英君

天田 勝正君
千田 正君

政府委員
農林政務次官 中野 文門君

農林省畜產局長 森 茂雄君
水產廳長官 伊東 正義君

水產次長 村田 雅三君

常任委員會專門員
安樂城敏男君

水產厅漁政部長 林田悠紀夫君
水產厅調查 研究部長 花岡資君

○競馬法の一部を改正する法律案（内閣提出）
○漁業法の一部を改正する法律案（内閣提出）
○水産業協同組合法の一部を改正する法律案（内閣提出）
○委員長（桝原茂喜君）　ただいまから農林水産委員会を開会いたします。
競馬法の一部を改正する法律案（内閣提出）
法第一〇四号、衆議院送付）を議題といたします。
本案につきましては、去る五日すでに質疑は終局されております。これより本案の討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べ願います。

○清瀬俊英君 私は社会党を代表して本案に反対いたします。

いろいろ競馬をやりまして、それに伴つて馬の増殖、改良をするとか、その金で畜産の振興、社会福祉の増進、学校を建てるとかといふような方面へ金を出すからまあいいじゃないかといふこと、いま一つは、世界的にやはり競馬というのもあるのだから、その世界的的なやはり水準に従つてやつてもいいじゃないか、こういうような議論が中心で強引にまあ今競馬法というものが馬といふものもあるのだから、その世界的な改定せられて、しかも、これはどうも見ますと、ある程度まで整備強化する線も出ておるようになりますが、こなつておりますので、したがいまして、社会党は年來の主張として、ひと

りこの競馬だけでなく、現在行なわれておる競輪、オートレース、その他まだ一つはあるようであります。これらはまだいった賭博的なものを国民に公開することは一つの間違いであると同時に、これらの賭博行為のうしろに、先般の資料をもらいまして、この組織の事についた犯罪といふものは、まあそろそろ数多くはありませんが、それでも、暴力の、平均して約〇・八、九%の犯罪率を持っておる。これは表面に現われた犯罪率であります。これがを中心にして今最も国民的に考えなれりやならない問題として暴力団の横行等のことを考へられて、政府等におきましても、こういう暴力対策に対するは相当の考え方をもつて臨むとは言えます。ですが、なかなか成績はいつも上がらない。ちょうどさるの日を通しておられます。それが彼らのいわゆる金塊勵進になるだけの話で、決して絶えることではなき、だんだんと増強拡大していくと、いろいろよくな者の温床として多くの場合使われておる。こういうものを考えますと、一面においては国民の考え方とに賭博を公許してやつておる。こういうこととともに十分考えなければなりません私は要素があると思しますので、したがいまして社会党としてはこれに反対して参つたのであります。しかしも本法案の地方競馬、根本的にいがれることを見ましても、私は何よりのたび提出せられました地方競馬の平等を見ましても、一部改正をやつしておるが、それに対する反対して参つたのであります。

この際地方競馬全国協会等を設けて、組織体を作つて、わざか集めて参ります。する金は三億円ぐらいのもの、しかもそれをどうして分けるかといふことになつたら、なかなか困難だと申します。そういうものが中心になつて、その半面にはそれだけじゃないのだと、半面におきましてはひとつ競馬を整備して馬の免許の問題であるとか、騎手の免許であるとか、訓練でありますとか、あるいは馬の登録の問題でありますとか、あるいは馬主の登録の問題でありますとか、先般も私は質問の中で上へましたとおり、それくらいのところがいろいろな、ほとんど競馬競馬競馬に必要なものを整備しようとしているわけであります。そういう形で出でておりますが、先般も私は質問の中で上へましたとおり、それくらいのところが、現在の全国競馬主催者協議会もやれることじゃないかと思う。馬の訓練であるとか、あるいは審判員の訓練であるとか、馬の調教であるとか、いろいろなものは、やり方によれば私は、中央競馬でもつてより完備した施設をもつてこれを行なつていいのではありませんから、そこで、何かの免許の資格を取るようにして参りまして、その資格者を回すような規定にすれば、何もこんな二重構造の無理なものを行なうことは要らないと思う。そこで、しっかりと作り上げます主体の財源が二つに分かれまして、そして一つは、六千万円以上の充り上げのある有力なところから、附則で定められた漸増額一定率の金を集めます。それは三億三百万円。一方からは、全部の開催者から、千分の一%から三%，平均し

二・五%の金を集めてこれを運用する、こういうような非常に、まあ数で申しますれば簡単でありますけれども、それを基礎にして、一億一千万円ぐらいで、この協会を運営していくんだと、そして、さつき申しました六千万円ぐらいために、畜産振興並びに馬の増殖改良を中心として流すんだ、こういう御答弁する金は、これは特別会計においてござりますが、先般もらいましたその議会の収支計算書を見ますと、決して特別会計になつておりません。そのうちの幾分かが、やはり地方から、一から集めました基金の中に食い込まれておる。私はこれらは、口では、三千万円は別にしてそして特別会計流すんだなどとこう言われるかもしませんけれども、あの計算書を見ますと、きは、結局あれだけの施設をして、重施設をやりまして、業務規程にあのような施設をやつて、そしてこれを練して参りましたら、これは手数や、あるいはいろんなもので返つて来る部分もあるかもしませんが、これは、その集めた金は、これから畜産馬の増殖改良に使おうとする金は、それはだんだん食い込まれていくんじゃないかと思う。

がはをしこ ゃこや松く斜訓る二とれで置れ般うて語で中國集ま以 いそす

こういうことを考えますとき、私は直接のこの法案自身の中にも大きな疑惑と不満を持つものであります。両方を相合わせて、結論的に、日本社会はこの法案に反対して参ります。

して、本法案の賛成意見を簡単に述べ
ます。

あえて競馬にかかわりませず、公営競技全般について、社会秩序を乱しておるといふ問題については、これは重要な問題として考えていかなければならない問題であります。がしかし、今度の改正案では、その問題を特に公営競技調査会の答申案を必要な部面は十分に取り入れて、できるだけ射幸心をあらわすような方式等を排除し、国民の健康な娯楽に近づけていくような意図が十分盛られておる。こういうことが第1点であり、いま一つは、充得金の一部を地方競馬全国協会のほうに交付して、納付せしめ、これをもつて今後の日本の農政の中に重要な地位を占める畜産振興に充てていきたい、こういう考え方方が二つ、私は重要な点であろうかと思います。競馬は世界的に現在やられておる問題であり、いま一つは、近き将来日本で行なわれるオリエンピック競技を控えておる関係等もあります。こうした改正点を加えて、競馬に対できるだけ社会秩序を維持していく方向に誘導しつゝ、かつ畜産振興のみならず、社会福祉、国民の健康全般のスポーツその他の方面にその収益金を充てていくという考え方について私は賛成するものでございます。

えておつただけに、馬匹振興といふ意味においても、競馬の持つておつた意図で、一応、今の状況で、順次、それが整備されるとしましても、存続、存続等に対しては、十分に地方の事情を考慮して、慎重に考えてもらいたいということを特に要請いたしました。賛成いたします。

○委員長(梶原茂喜君) 他に御意見又見聞ございませんければ、討論は終局ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(梶原茂喜君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより、本案の採決に入ります。競馬法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方の拳手を願います。

〔賛成者拳手〕

○委員長(梶原茂喜君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたします。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成その他の自後の手続につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(梶原茂喜君) 御異議ないといふ認めます。よつて、さよう決定いたしました。

水産業協同組合法の一部を改正する法律(閣法第一二三号)、以上いずれも参議院先議の一案を括して議題といたします。

両案に対する質疑を行ないます。一 質疑のおありの方は、順次、御発言願います。

○千 団 正 着 漁業法並びに水産業協同組合法の一部改正に対する審議に入前に、私は、今、陳情を受けました三陸地区におけるサンマの滞貯に対する問題が、非常に緊急問題として、生漁民及び製品を取り扱うところの各市場、市場等において、重大な立場に立てられておりますので、緊急、この問題についてお伺いいたすとともに、政府の所信をただしておきたいと存ります。

けさ、三陸沿岸、青森、岩手、宮城の各代表者から陳情がありましたがとおり、昨年の政府の指導に基づきまして、特に漁業の振興のために、または漁民の生活の向上のために出されましたところの漁業生産調整組合法並に魚価安定基金法を制定公布されました。それに基づく指導がなされたのですあります。大衆魚の大宗ともいいますところのサンマに対する指導がなされたのであります。しかし、その結論としましては、一貫した方針が漁期の最終まで実現されなかつたために、ちぐはぐな結果になつて、現在は非常にコスト高なもので、三陸地方の漁業組合系は、一貫しておらなかつたために、ちぐはぐにつきましては、先般も、私は河野野田大臣及び水産庁長官に質問いたしました。

したけれども、明確に対策を説明され
ておらない。しかも、それは当時の冷
凍業者あるいは市場等において、自分
たちが自由に買ったのだから、そのと
きもむけたつもりで買ったのを、今損
したからどうしろと言つても、それは
困るというような政府の言いのがれが
あるのであります。私はそういうよ
うな発点はとりたくない。少なくとも
も、これは、結果はこういう結果に
なつたにしましても、一応は、政府の
政策に基づいてそれをやつたのです。
またこのことの処置いかんが、今後の
イワシの漁業あるいはサバの漁業、こ
ういう問題に非常に影響してくる。こ
れは三陸の漁民だけが取つたのではあ
りませんで、むしろ他県から来て、あ
そこの北海道から南下して来るところ
のサンマを取つて、陸揚げした土地の
状況がそういうふうになつてているので
ありますから、全国のおよそサンマ漁業
者あるいはサンマ業をやつしているとこ
ろの漁民、これに及ぼす影響並びに今
後のイワシあるいはサバとか、その他の
の大衆魚を取るところの沿岸漁民に及
ぼす影響は、非常に大きいのであります
から、この際、スムーズにこの問題
が解決するよう、特に政府としての所
信をただしておきたい。しかも、また
間もなくこの秋になりますといふと、
サンマの漁期が参ります。あるいは途
中においては、イワシが出てくること
もありましよう。いろいろな問題があ
りますので、この際、政府の方針を一
応ただしておきたいと思いますので、
幸い、きょうは中野政務次官及び次
長、部長等が見えておりますから、一
応、私のお尋ねに対して、お答えをい
ただきたいと思います。

○政府委員(村田謙三君) ただいま御指摘のございました三陸方面の昨年の冷凍サンマの処理の問題でございますが、御指摘も、また先ほどの陳情も挙げたしたのでござりますが、大量の在庫が今日までございまして、これを処理するのに、関係者が困っておられるという事態につきましては、水産庁としても、この事態が深刻なものであることは認めているのであります。先ほどお陳情の方の御発言の中にも実はあつたのでございますが、サンマにつきまして、漁業生産調整組合法なりあるいは魚価安定基金法で、運営をいたしましたは魚価安定基金法で、運営をいたしました運営の範囲と申しますが、これはきわめて部分的なものでございまして、それに加えまして、調整組合の成立の初年度でもございまして、組合の事務処理の体制も不十分である。これではサンマの水揚げが漁期の後半に集中するとか、あるいはアジとかサバとかそういうほかの魚種との競合もありまして、それだけが不足した。いろいろな悪条件が累積をいたしていると思うのであります。しかもただいま御指摘のございましたように、漁業生産調整組合法なり、あるいは魚価安定基金法で、この問題を処理します。

○政府委員(村田謙三君) たゞいま御指摘のございました三陸方面の昨年の冷凍サンマの処理の問題でございますが、御指摘も、また先ほどの陳情も挙げたしたのでござりますが、大量の在庫が今日までございまして、これを処理するのに、関係者が困っておられるという事態につきましては、水産庁としても、この事態が深刻なものであることは認めているのであります。先ほどお陳情の方の御発言の中にも実はあつたのでございますが、サンマにつきまして、漁業生産調整組合法なりあるいは魚価安定基金法で、運営をいたしました運営の範囲と申しますが、これはきわめて部分的なものでございまして、それに加えまして、調整組合の成立の初年度でもございまして、組合の事務処理の体制も不十分である。これではサンマの水揚げが漁期の後半に集中するとか、あるいはアジとかサバとかそういうほかの魚種との競合もありまして、それだけが不足した。いろいろな悪条件が累積をいたしていると思うのであります。しかもただいま御指摘のございましたように、漁業生産調整組合法なり、あるいは魚価安定基金法で、この問題を処理します。

○平田正君 つけ加えて申し上げます。この事態だと思ひます。これはもうほつきりいたしております。非常に困難でござりますけれども、非常にこの問題は困難な問題だとおもいますけれども、この事態だけは真剣に直視いたしまして、前向きの態勢で検討を続けて参りたいと考えております。

しかし、繰り返して申し上げますけれども、非常にこの問題は困難な問題でござりますけれども、この事態だけは真剣に直視いたしまして、前向きの態勢で検討を続けて参りたいと考えております。これはもうほつきりいたしております。非常に困難でござりますけれども、非常にこの問題は困難な問題でござりますけれども、この事態だけは真剣に直視いたしまして、前向きの態勢で検討を続けて参りたいと考えております。

○平田正君 つけ加えて申し上げます。これが、政府としては今のお話のとおり主的に運営する範囲が非常に広いのであります。その広い自主的に運営される分野で、しかも組合員が自主的に運営することを好まなかつた。好まなかつたのは、そういう昨年のサンマ漁基金法で、この問題を処理します。

○平田正君 つけ加えて申し上げます。これが、政府としては今のお話のとおり主的に運営する範囲が非常に広いのであります。その広い自主的に運営される分野で、しかも組合員が自主的に運営することを好まなかつた。好まなかつたのは、そういう昨年のサンマ漁基金法で、この問題を処理します。

○平田正君 つけ加えて申し上げます。これが、政府としては今のお話のとおり主的に運営する範囲が非常に広いのであります。その広い自主的に運営される分野で、しかも組合員が自主的に運営することを好まなかつた。好まなかつたのは、そういう昨年のサンマ漁基金法で、この問題を処理します。

○平田正君 つけ加えて申し上げます。これが、政府としては今のお話のとおり主的に運営する範囲が非常に広いのであります。その広い自主的に運営される分野で、しかも組合員が自主的に運営することを好まなかつた。好まなかつたのは、そういう昨年のサンマ漁基金法で、この問題を処理します。

ども、実質的に、なぜこういう事態が発生したかということ等につきまして、今後もなお検討いたさなければならぬ事項が多くあるのです。されども、ただはつきりいたしてありますことは、とにかく現時点において、六万トンといら大量の冷凍サンマが、その処分に困っているといふことの事態、これは概ども無視できません。この事態

は、その企業を営んでいる企業者みずから責任ではないかと言ってしまは、身もふたもなくなることでございまして、私どもこの対策を考えいただきたい、この点を重ねて私は要請しておきます。

○政府委員(村田謙三君) 農林省がじんせんと手をこまねいているかのおしゃりがございましてたれども、先ほど申上げましたように、私ども今日までの対策がありますが、非常に困難な問題だと思います。これはもうほつきりいたしております。非常に困難でござりますけれども、そういう特殊な商品でありますけれども、そもそも冷凍さ

れて保管には、保存には耐えられます。それで、非常に厄介な商品でありますけれども、そういう特殊な商品でありますけれども、そもそも冷凍さ

れて保管には、保存には耐えられます。それで、非常に厄介な商品でありますけれども、そういう特殊な商品でありますけれども、そもそも冷凍さ

と聞かしてもらいたい。

○政府委員(村田謙三君) これは別段

状態である。こういう御答弁だったから、開き直って、農林大臣のいる前で講論します。私はこういう議論をことりたくないんだ、それよりも、このまま放置して、こういふことを何らかのあなた方は善処する方途を考えなかつたらば、ことしの秋はそのまま自由販売でいいじらなら、自由に買取り、自由にその需要供給の取引の行方でいけば何でもない、水産庁の言ふことを聞かなくて済むわけだ。

何も心配はない。何も岩手県だとが、青森県だとが、宮城県とかいろいろな財政が豊かでない県が、県議会を招集して、わざわざこの問題について議決までして、今の短期融資をしなければならないという情勢今まで持ち込む必要は何にもないんですよ。そういう考

え方であつてはいけないはずだと思ふ。もしそういう考えあなた方は、自由取引だ、勝手だなんというこ

とが何よりもないんです。そういう考

え方であつてはいけないはずだと思ふ。もしそういう考えあなた方は、

農林大臣なり何なり、はつきりしてもらいたい。そういう法律じゃないんで

す、今まであなた方がわれわれに審議させたのは、漁民は農民よりもさらに

低い階層だ、生産も十分じゃない、漁場も変化する、漁民はますます生活が苦しくなるんだから、これは何として

もその大宗であるところの大衆魚の魚価の安定をして、漁民の生活を救つてやる、そういう意味で、善意な意味

からしても指導方法として考えたのがこの法律です。それに基づいてやつた結果が、正直者がばかりを見る結果になつて、そうしてどうにもできない。

だから、けさの陳情でも言っておるよ

うに、体の大きいものは自分らが処置します。六万トンの中の二割が体の大きさいところのサンマだから、これは売却するからわれわれが処置する。しかしこれを买的小さいものは、非常に高いコストにつくから、これを何とか指導方法で處理してもらう方法を政府は考えてあります。

たまたま私が申しましたのは、本年で調整組合ができた初年度でもあります。

こういった点が調整規程で、組合が自主的にそういう規定を定めておるわけ

あります。

水産庁があつせんしてそういう販売を

るとか、あるいは全国の市場機関に回してもらおうとかあるいは農業

団体のほうに話をつけていただいて、

水産庁があつせんしてそういう販売を

してもらおうとか、そういう方途を講じて一日も早くこの滞貨を一掃してもらいたいといふのが陳情の趣旨であつたのです。それが自由取引でやつたの

だから、おれたち知らぬといふな

よ。そんなら法律は要らないです

よ。

○政府委員(村田豊三君) 私の申し上

げ方が不十分でありましたことをおわびを申し上げますけれども、私の申し

上げました自由取引という意味は、冷凍業者がサンマの生産者からサンマ

を引き取ります場合に、その引き取

取引に別段法律で規制を加えているわけではない、その意味の自由取引とい

うことと申しますけれども、これが

立初年度のこととござりますので、い

ろいろな手違いがあつたのではないか

と考えております。

○千田正君 ここでこの議論をやつておつたんではなかなかあかない

んで、私の言うのは、先ほども陳情者の側からも言うておりますように、滞

貨の分の六万トンのうちの二割程度は自分で自主的に活動してやると、懸

命的努力をすると、あとの面はある程

度の損失はやむを得ないけれども、われわれもやるが、政府のほうとしても

あつせんしてこの問題の解決に当たつても、大いに陳情でありますから、この陳情の趣旨を十分のみ込んで

いたい、これを善処するかしない

かといふことは、今度この秋からのサ

ンマの問題、あるいはその他の問題に

全部影響してくる問題ですから、これ

は慎重に考えていただきたい。この点

だけをさらに重ねて要請して、今の問

題は一応これで私は切りをつけたいと

思ひます。

私が技術者から伺つておりますと

ころでは、最近ニシンのわが国の沿岸

への回遊が少なくなりましたのは、わ

が国の近海の海況の変化であるとい

うに伺つております。しかし、その

ふうに伺つております。しかし、その

海況の変化がどういう変化により、そ

れがニシンの回遊にどういう原因を及ぼして、その結果がこういうふうに

なつておるというふうな詳細な点はた

いへん恐縮でございますが、よく存じ

ないのであります。まあ、はなはだ抽象的で恐縮でございますけれども、

そういう海況の変化によるニシンの回

遊の激減、かように聞いております。

○櫻井志郎君 その海況の変化とい

うことであります。調整規程の運営は、

これはやはり組合が自主的におきめに

規程通りに動いていかつたという

ことあります。調整規程の運営は、

これはやはり組合が自主的におきめに

問題でございまして、それ以上私ども

は何ともいたし方がないのでございま

して、その組合の運営にも少し徹底

したものがほしかつたということは確

かでござります。何分にも、これも設

立初年度のこととござりますので、い

ろいろな手違いがあつたのではないか

と考えております。

○千田正君 ここでこの議論をやつておつたんではなかなかあかない

んで、私の言うのは、先ほども陳情者の

少しきておる。北海道のニシン漁業

者が極端な言葉でいと、いいにくい

言葉ですが、現地に参りますと、全く

生産者、健康な経済生活を営んでいる

生産者といふ立場でなくつておると

言葉でいと、いわゆる資源であります

が、表で見ますと、昭和二十九年

に、前年に比べて半分になつておる。

昭和三十年は、昭和二十八年に比べる

と六分の二くらいに減つてしまつてお

る。今日の段階では、普通に取れておつた時代に比べて二十分の一程度に

減つてしまつた。こういうふうに漁獲

をする。今年の段階では、普通に取れておつた時代に比べて二十分の一程度に

減つてしまつた。こういうふうに漁獲

をする。今日の段階では、普通に取れておつた時代に比べて二十分の一程度に

減つてしまつた。こういうふうに漁獲

をする。今日

大体一定であって、その漁業の中では、動が出てくるといふことを言つておしまして、もちろん海況の変化もそういう漁族間の交代といふものが資源の中にあるように聞いております。それでニシンにつきましても、現在沿岸には参りませんが、北海道といいたしましては、たとえば厚岸の沖合いのほうでニシンを少量ではあるが取つておる。大体ニシンの数量、そういうもののが多いわけでありまするが、また最近北洋のほうにおきましては、ニシンがうんと取れたといふうな点もございまして、これはニシンの種類が違うといふようなことも資源学者は言つておりますから、その資源がどうなるといふことも、底棲性の水産動物についていえるわけでございますが、こういうようない回遊魚につきましては必ずしもいえないというような点もあるわけでございます。

取つておつた。そういうことからいふれば、これは全くしるうと考えなんですかけれども、資源をひどく痛めつけたのではなくかといふしるう的な感じがするのです。そこでニシンがどういふところで産卵するのか、そういうよくななニシンの生態というものを追究して、そしてこれは資源的に減少さしかかのではないのだと、ただ回遊の場所が違つたのであるとか、あるいはそれは生物學的にいえはあるものは漸次衰榮するといふことは、私もよく承知はいたしておりますけれども、そういう少くともニシンが取れなくなつた、イワシの例を引きにしましたが、これはイワンシは戦争中にひどく減つてきた、あるいは朝鮮の北海岸への回遊も減つてきたり日本海への回遊も減つてきた。いろいろ問題も承知はいたしておりますけれども、ニシンの減り方といふもののはあまり激し過ぎる。何かそこに人間の力で回復できる方途があるんじやないか、なければならないということを、やはり人間の力で証明して、これはないだということを、たとえば例をあげても、北海道のニシンをかえて置いておつた漁業者といふもの、もちろん少くもその他のに転向もいたしておりますけれども、将来の生活設計としてう面からいって、今日でもなお中年以上の人には、やがてはニシンが回つくるのだということ淡い期待を持つて、食うや食わざの生活を続けておる漁業者も少なからずあるというふうに言わせておりますし、そういう点についてよく少し、どなたでもけつこうなんですが、もう少し技術的なお答えをいたさ

○政府委員(村田豊三君) 実は非常に重要な御質問でございますが、先ほども申しましたように、生態学的と申しますが、あるいは海洋学的な知識を私ども持ち合わせておりませんので、適當な機会がありましたならば、本日ごとにだれもそういう方面的専門家が参つておりますので、適當な時期を見てお答えする機会があらうと思ひます。

○橋井志郎君 橋井志郎君 お話をわかりましたので、今度の火曜日ですね、専門家の方だけつこうです。から、その点を少し解明してもらおうように資料をもつて御説明をいただきたいと思ひます。終わります。

○千田正君 千田正君 漁業法で伺いますが、第八条関係で、組合管理の漁業権の行使方法を改めたんだりますが、この改正を行なう理由ですね。経営規模の零細化を防ぐためにこれをやつたんだというのですが、この点をもう少し詳しく御説明願いたいと思います。

○政府委員(村田豊三君) 第八条は、組合員の漁業を當む権利に関しまして規定でございますが、従来の規定は、組合員が、組合管理漁業権につきましては、定款の定めるところによりまして、各自行使権を行使できるという規定だけございましたけれども、今回は、ますその行使の方法と、それから行使の行使者の内容と申しますが、質的な内容につきまして、改正を加えたわけでございます。

まず第一は、組合が、從来定款で、行使の態様と申しますか、方法なり内容といふものをきめておりましたので、新たに行使規定を定めてこれをやらなければなりません。

ければならない。それからその行使規則を定めようといったします場合には、その組合員でありますて、その漁業の内容をなすところの漁業を営む人の三分の二以上の書面による事前の同意を必要とする。その上で、総会の特別決議によりまして初めて、そういう漁業権の行使者がきまる、また行使の内容がきまつていくという方法に改正いたしましたのであります。このねらいといたしましてところは、従来の機械的な漁業権の行使ではなく、ほんとうに真に漁業を営む者に重点的に漁業権の行使を行ない、漁場の有効な開発をさせる、という点をねらいいたしたのであります。

○千田正君 法の目的は、一応一面においては組合の地区の拡大が前提となつてくると思いますが、そうした場合に、従来やつていて優良な組合があつたとしますと、それを今度のこの組合管理の問題からいって、拡大すると、その組合あるいは組合組織を拡大するといふことになりますと、それを今までの組合の振興を含んで、新しい組合の運営をはかるうと、こういうのが一つの目的ではないんですか、どうなんですか。

○政府委員(村田豊三君) ただいま私の方の申し上げたのが不十分でござりますけれども、確かに御指摘のとおり、組合の合併がこれによって阻害されなかつても、従来のたとえば共同漁業権を管轄する組合も容易に行なわれない、そういうことがまた今日組合の合併なり、組

害原因にもなつておることは、確かに御指摘のとおりであります。

○千田正君 その場合、従来の優良な組合が、単一組織の組合は非常に優良であった。しかし、今度の改正によって周辺の弱小の組合も吸収して一つの組合を形成していく、という場合に、今まで優良組合は、やはり利益の均活という面から見ると、弱小組合にも恩恵を与えるということになるでしょうか、どうですか。

○説明員（林田悠紀夫君） 先生のおっしゃいますように、この措置は必ずしも弱小の組合と限りませんで、組合ができるだけ大きいのが望ましいというようなことから組合の合併を促進していく、そういうことも背景にあるわけですが、いまして、その場合に従来優良な組合と弱小な組合があつた。弱小組合が優良組合に合併されるという場合に、弱小組合に恩恵が与えられるところは、おっしゃるとおりでございます。ただその場合に、従来弱小組合が持つておりました漁業権を十分尊重していく必要があるということがござりまするので、今度新しくできた組合の総会の決議だけでなく、その前に、關係地区なり、地元地区的区域内に住所を有して漁業を営んでおりましたものの三分の二以上の同意を要するということにいたしまして、従来の漁業権者を保護するということを合わせ考えたわけでございます。

○千田正君 そういう場合に、どうで受けた場合には、相当負担になるからといふのでなかなかうまく、その点の折り合いがつかないんじゃないですか。

もしもそうだとするならば、水産業協同組合法だとか、あるいは整備促進法等において、これを改正する必要があるのじやないかと思ひますが、この法律でそういうことは地ならしできます

○説明員(林田悠紀夫君) 仰せのとおり、組合が合併する場合には、いろいろの問題をかかえまして、なかなか合併がしにくいという点があるわけでございまするが、できるだけ合併を促進

するが、三十五年はたしか十六件くらいございまして、三十七年度におきましては、六十件くらい合併をさました。いとこうことで予算も組んであるような次第でございまして、また駐在員の補助もいたしておりまして、十年計画くらいでできるだけ促進していくということで指導をいたしております。なわけであります。

○千田正君 それではこれは十分に考えて、途中で挫折しないように要領をやつしていただきたいと思います。

○平田正君 従来どもこの公益上必要というような条文に藉口して、都道府県事はこの規定の乱用をする傾向が最近ひどく見えてきてあるのですね。たとえば一つの港湾の埋立をやるような場合、一応机上のプランを立て、そして机上のプランを立ててこれを埋め立てるのだといふので、都道府県知事はそれを許可しない。私はここでひとつこういふ問題があるとなれば、やはり一応そういう場合について、は、漁業協同組合なり何なりに聞く必

の必要上、漁業権を取り消しました。あるいは停止をするという場合におきましては、一方補償しなければならぬという規定にしておるわけでござります。それから先ほど申しましたように、工場が新たにできて漁業権を取り消すというような場合におきましては、この三十九条には該当しないわけございまして、漁業権の取り消しということは該当せずに、結局漁業権者との話し合いによりまして漁業権を放棄すると申しますか、そういうよう

においては考えておいてもらいたい。それで補償の面におきましても、今補償といふ道があるので、話し合いかつつけは補償するのだ、話し合いかつければ補償ができないのですが、補償のあれば非常に準備がまちまちである。そのため漁民がなかなか言ひとをきかない、こういうことが多いわけです。今度新しく当国会に提出されたところの、公共用地の取得に関する買収の規定等を定めた法律が出て、いるわけです。水面に対して、漁業権に

うふうなことを考えておるわけでござ
いまして、合併にあたりましては、整
備促進法とか、その他の法律によりま
して合併の補助金も出して、合併を促
進していくといふようなこともやつて
おりまして、確かに困難な点があるわ
けでござりまするが、駐在員も置き、
指導もいたしまして、促進していきた
いというような考え方を持っておりま
す。

言えばどういく問題ですか。第十三回の第四項に「漁業調整その他公益上必要があると認める場合」、「その他公益上必要がある場合」というのは、どういう点を言うのですか。

の金銭的負担を負うべき責任があるのだ。このほうがよりよく県の利益になるのだといふようなことを理由にして、漁業権が侵害される場合が非常に多いのであります。そのために都道府県知事は許可を一応ストップしてし

そこは本牧地区の埋立のときは、ここに明示してありますところの三十九条の「漁業調整、船舶の航行、てい泊けい留、水底電線の敷設その他」とい

う問題が出来へるときは、当然一本の企画をある程度考へておらぬと、この紛争は絶えず起つてくまう。こう思うのですが、この点はどうですか。

○千田重喜 これはなかなか問題があると思います。現実にいきますと、從来、利害が相反するため、合併すべきものでありながら、同じ村でも合併しないで今まできてるのが多、わ

○説明員（林田悠紀夫君）この場合の「公益上必要があると認める場合」と申しますのは、たとえば工場で漁場を埋め立てるといふようなことは、これ

けです。ですから、こういう一つの組合に合併して拡大強化するというには、相当これは競争もしなければならないし、十分なる指導もしなければならないし、助成もある程度はしなければならないといふ点が生じてくるだろうと思いますが、これは一応万遍漏のない指導がなされると思いませんが、そういう点に対する自信はあるわけですね。

は公益上といふには含まれていません。そこで、漁業権をめぐる問題がこの法案の中に盛られています。たゞ、港湾区域の定置の漁業権があつて困るといふ場合におきまして、そこに船が通りまして航路になつて、どうしてもそこに定置の漁業権をいたしておるというような解釈をいたしておるというわけで、公益のための工場設置とか、その他そういう公益のための埋め立てといふような場合は、漁業権は影響を受けないといふ解釈をいたしておられます。

○説明員(林田繁紀夫) 漁業法の三十九条におきまして、漁業権を取り消しましたり、あるいは停止するといふ規定があるわけですが、その場合に公益上必要があるといふの場合は、「船舶の航行、てい泊、水底電線の敷設その他」というように例示があるのであります。そういうふうな公算の必要上あるいは漁業調整法の規定

のほうは、漁民のほうは言ふことを聞かなかつたわけです。漁業権の侵害だといふので、らちがあかなくて、当委員会にこの問題の解決を何とかしてもらいたいという陳情、講願がありまして、参議院の委員会はそれを取り上げて、公聴会を開いて、そうして解決をしてやつた過去の経験があるわけです。あのときなども、いわゆる今の第十三条のある意味から言えば乱用しきらいがあるのでね、だからそういうことのないよう、教う方法を一方

によりましては、十年間程度のその漁業の生産額を見まして、十年分くらいを補償していくということになつております。と申しますのは、生活権的な補償をも入れて考えていくということになつておるわけですが、今回、在委員会において審議されておりますのでは、生活権的なものは考へる必要はないのじゃないかということが少しあります。それでおるよう承知しております。これは今後十分検討したいと思つてゐるようなわけであります。

○千葉空港 実際に棲むては、川崎地
区の壇立やなんかのときには、一応あ

業者の選業権の決定、利益の均活が田的であるといふことを明らかにおつ

○千田至君 どうも、その目的と實際
が違うんで、非常にそこに私は矛盾を

○千田正君 水産庁の水産行政の対象として、

る次第であります。

なたがおっしゃるような十年ぐらいの収穫を基礎としての補償をやる。そのほかに埋立をした跡においては、そこ

しゃつておる。ところが、真珠養殖の場合に限つて経営者優先といふことにした理由はどういうわけですか。

考えるんですがね。これは今度の改正で、まあ今度の改正は一般漁業者の地位の向上であるとか、あるいは漁民の

んですか。それとも、たとえば組合の権理として、一応並行して認めていって、組合の漁業の発達をはかる

真珠の派葉相の問題が出ておったので、まあ当時の答弁によりますと、高度の技術であるとか、合理的な操

において何か商売をやるとか、仕事をやるとか、あるいはその川崎市役所においては失職する漁民を必ず雇う。こういう条件で一応話し合いが進んでいったところが、その十年間ならば十一年間の補償をやつたけれども、あととの生活はどうやら、就職とか、そういう

○政府委員(村田豊三君) 真珠の養殖業を内容としたしまする区画漁業権につきましては、現行法の第十九条の規定がます働くわけでございまして、この十九条の規定によりまして、漁業者または漁業従事者が第一の優先順位になつておるわけであります。と申します

生活の向上といふのが本法の改正の第一の理由だと言つていながら、今の御説明によるといふと、真珠事業者はなほがより多くの力を持つてきただけで、場合においては、相当協同組合とか、お技術も必要であります。しかし、資本も必要である。ところが、この資本家のはうがより多くの力を持つてきただけで、場合においては、相当協同組合とか、

はうがやりやすいのですか。行政上から言えは、私は資本管理に基づくところのそういう企業体が漁業協同組合の権限をある程度圧迫して来るような方向に向かってくるのに、何か水産庁はそういうふうなほうを応援しているような気がするのですがね。

當規模だとか、こういうようなことを言つて、一番あとで資本の問題を出しているのですが、現在のところ、実際には地元の漁業協同組合に漁業権を与えるようになつてゐるけれども、實際は運営の面においては形式的であつて、ほとんどまあ地元の外から資本が

ことはもう約束と違つて全然見てやらね。そういう問題が飛び火して、燃えなかった原因の一つだと思うんです。そういうことも親心があるならば、ある程度のことをやはりこれは考えておく必要があるのじゃないか。それは自治体との問題がありますけれども、本題としては十分にそれのあっせんとかなんとかについても、意思をある程度持つていただきたいと思うのですが、この点はどうですか。

するには、真珠の養殖業といふもの
が、同じ区画漁業権の中でもやや趣を異
にいたすその第一は、やはり真珠が
特殊な商品であるということございま
います。生産量の九七%が輸出に向け
られるわけでございまして、そのためには
にはその輸出を確保するためには、一
定の合理的な經營規模と高度の技術を
入れまして、近代的な經營を必要とし
ております。それからまた、商品の性
格なり、それから技術、商品を作り出す
する技術の上におきましても、非常に

そういうもののほうが押される。きのうもほかの委員からそういう点の御質問があつたようですが、漁業制度調査会のほうの答申によるところと、免許の優先順位を、経験者と地元漁業協同組合を同列に扱うのが当然じゃないかということを言っているんですが、水産庁としては漁業制度調査会の答申とは別に、これは特殊な考え方で、そういうお考えを持つたのですか、どうなんですか。

○政府委員(村田謙三君) 漁業協同組合の發展をはかるといふ根本趣旨は、これは全く先生の御指摘のとおりでございまして、もうわれわれも今回の水協法の改正等におきましても、そういう配慮も加えたつもりでござりまする。しかし、また今回の漁業法の改正の中間にても、漁業協同組合が漁業権の行使なりその他を通して發展をしていく道も考慮に入れているつもりでござりまする。真珠につきましては、先ほど申ましたような真珠の商品的な特質が、

○説明員(林田憲紀夫君) 今回法案を提出します場合にも、そういう点が運輸省との間で問題にならまして、港湾

高度の鑑識能力であるとか、あるいは販売技術を必要とし、生産過程の技術面におきましても揮機の技術であります。

査会の答申の趣旨もわかるのでござりますが、現実にただいま真珠養殖業を営んでおります者も、先ほど経営者と

区域のよらな場合におきましては、補償基準を兩省で今般研究して早急に作成し、うじないかといふようなことも、実は打ち合はせておるようなわけござります。そういう点につきまして十分今後配慮していきたいと思っておりまます。後配慮していきたいと思つてお

すとか、あるいは養殖漁場のほかに寒流漁場なり、あるいは化粧巻漁場なりといふふうに漁場の転換の技術を要りますとか、そういうたかがなり高度の技術を要することと、それから、そいつた特殊の事情のありますために、高度の資本を必要とするといふところがございまして、経験を第一に重んずる必要があるということから、經營者免許を優先に考えておる次第であります。

いろいろ言葉を使いましたけれども、その真珠養殖業を営んでおる経営体の中には地元の地区の漁協の組合員、これがもう圧倒的に多いのでありますて、今まで地元の漁業者、真珠養殖業を営む漁業者のその経験を尊重して、真珠養殖業の特殊な、専門としての特性、また、要請されまする高度の技術なり、資本を生かしていくという体制になりますがよりよいのではないか、かうに考えました次第であります。

させるという方法は、漁場の零細化、經營の零細化になるのではないかといふ心配がございまするし、また經營は技術的に見ましても、漁場の転換であらりますとか、そういう技術的な必要からも、單に地元の漁場だけを使はうといふことにもなりませんので、もつと総合的に經營上の面からも、漁場利用の手続が必要がある、かような点からこのような制度を持続して参りたいと考えて

に、他県から当該漁場に出てきて、漁業権の設定を受けて、真珠養殖業を営んでいるということは、確かに御指摘のとおりであります。

○安田敏雄君 そこでこの資料で、漁協に漁業権を与えていたのが百四十一あるわけですが、実際にその百四十一は、漁協でみずから經營しているわけですか。

○政府委員(村田豊三君) 経営の実態は、詳細にはたゞいま資料が手元にみ

りませんけれども、建前は漁協のこれは自営のものが建前になつておりま
す。

と、それは真珠業法を改正しなければならないじゃないか。ダイヤモンドみたいに、ダイヤモンドもそらだし、

や何かのほうは第二義的に考へてゐる
といふのは、どうも水産行政の行き方
としてはちょっと考へが違ひやな

の手直し」ということは考えておりませんけれども、将来の問題としては、十分な御考慮のありましたよくな

にやつてゆくんだといふことができないのかといふことが、私には不思議でならない。今までまことにわざと

○安田敏雄君 ちょっともう一つ。そ
うしますと、真珠養殖については高度
モンドは御承知のように、英國が一手
オットセイの皮もそうですが、ダイヤ

いか。並行してやつていて、そして
片方が足りないとするならば、十分に
監督して、いゝものを作るよう教育指

観点からの検討も必要であろうかと考
えております。

れども、この際改正を機として漁業協同組合に対しても同じような同列な順

するとか、こういう問題が必要欠くべからざるものだということになりま

尊してやるのが、あなたの方のほんとうの従来の仕事じゃないですか、どうなんです。

C 千田正君 これは僕は、次長さん、できないということは、これは数年前にここでやつたときも真珠業者の圧迫

位を与えたつて差しつかえないんじやないか、それがいわゆる漁業法改正の根本である沿岸漁民の利益を守るとい

すと、漁協で實際經營しているといふならば、漁協では資本の点に非常に困難する。そら、「面からう実業ど經營」問題になつてゐるが、これもアメリカの一商社が一年の捕獲した皮を全部引き受け、そらしてこれと品質、面各

○政府委員（村田重三君）　御指摘の点、こもつともな点があるのであります。

を受けて、あなたの方の、あなたはそのときの当事者じゃないけれども、水産庁側がむしろ押されて敗退した結果が

う理由と合致するゆえんだと思うんですが、どうもおかしい。その点は真珠業者にあなた方は圧迫を受けているん

ている漁協に対しても、たとえば農林漁業金融公庫のお金ですね、そういうものを貸した経験があらうかと思われる

すが、真珠が輸出商品としての特殊性を持つておることもございまして、一方におきましては、現行法に真珠養殖

ざる法みたいな法律になつてしまつた。今度の法律だつてそうですよ。衆議院の段階ではそりやうな考えが

いやないのかな。
○政府委員(村田重三君)　この点は、
決して業界から何らの圧迫も受けてお

○政府委員(村田豊三君) 農林漁業金
わけですね。そういうものについて重
点的に、真珠は有望産業だといふなら
ば、そういう実績がどのくらいあるわ
けですか。

民が悪いように考えて、こういふう
な法律を改正しよとおっしゃるん
でしようけれども、私はむしろ根本の
真珠業法というものをほつきり改め
て、そうして規格統制をして、それを

事業法といふ法律を持つておりまし
て、その法律でまあ多少の調整をはが
る道が開かれておりますけれども、こ
れもまあ一口で言えは、あまり徹底し
たものではござりません。これは先生

いろいろあるかもしれませんけれど、も、私は参議院としては、もつとこれは深刻に考えなければならないんじゃないでしょうか。ということは真珠自体はアメリカが一番の市場ですね、アメリカに

沙して業界から何らの追逼も受けておりません。純粹に私どもの判断で、先ほどの言葉を繰り返して恐縮でござりますけれども、もしこれと管理業権として組合の管理に移しますならば、先ほども議論がございましたように、

融資分から漁獲に、真珠の養殖のための融資をいたしております。御指摘のとおりであります。どの程度の実績になりますか。ただいま調査しまして後ほどお答えさせていただきま

御承知のように、国が年間の手術数量等を各府県ごとに示しますけれども、これらについても何ら拘束力はない。また、業界で自主的に生産調整ができる道があれば、これもよいのでありますけれども、そういう点の法的裏打ちは、たゞいまひとつこちらではまだございません。

行くというと、ユダヤ人にそれは牛耳
られておる。日本で毎月一回神戸と熱
海でこれの入札をやられるけれども、
これは現にアメリカ資本の背景によつ
て動かされておる。そういう真珠の充
行きの実態、それから国際的な市場
直の問題等を考えてみると、

組合はどうしてもこれを組合員になるべく平等に漁業権を行使させようといふような形にならざるを得なくなると思うのであります。そうなれば經營がおのずから零細化せざるを得ない。しかもこれだけ高度の商品性を要求され、一隻の漁船も

に、真珠は世界的の一つの商品である。日本にとっては世界の宝石と競争するといふような意味のものであるだけに、真珠におけるところの価格維持といふものが当然必要である。価格の維持をするためにはりっぱなものを、よいのを作らなければならないわけです。よいものを作るためには乱造を防ぐと、そういう意味でこういうことをおやりになつたというふうに私は受け取つておるわけです。ところが、私がから考へるというと、そういうことをやるならば、まだ根本的な問題がある。輔の最も到達しやすい漁業協同組合を育成指導していく方向に持つていくのが、むろん水産厅の立場じゃないか。それが今のところは十分できないから、従来の経験者でやると、いうけれども、私は並行して許可して、一方においてはあなたの行政の指導のできる漁業協同組合の育成強化に重点を置くべきだと、こう思ふんですが、何か片方の大資本の傘下において真珠をやつしているほうに優先的に順位を定めちやつて、あなたの方の実際の本分であるところの漁業協同組合

たしておらないんでありますて、この点は今後の真珠事業が輸出商品としてますます発展をして参りますために、そちらのほうのむしろ真珠事業法が、当面ただいまの段階では具体的な検討はいたしておりません。業界でもたとえば生産調整が法的にやれる道を希望いたしておりますけれども、たゞいまの段階では、まだ真珠業が不況要件に該当するかどうかというふうな疑問もございまして、今直ちにそのほう

じきの問題等をもってくるといふと
しょっちゅうしわ寄せが漁民のほうへ
来て、漁民がやりたくてもやれないん
だ、資本のうんとかかるほうが優先順
位が先であつてといふような誤解した
概念が入つていなたんでは、いつまで
たつたつて、あなた方が言うよくな農
漁業協同組合の育成強化ということに
はならない。だから育成強化をやるん
だ、沿岸漁業者のための特別の考え方
をし、ほんとうに地元の業者の利益を
守るんだという大本から、これは真珠
の問題についてはくすれているいやな
か。どうして併置して一緒に同じよう

これが一定の規格、一定の品質とし、それが海外市場に即応して必要であるといふやうなものが、そういうふうに零細な経営にゆだねられることは、何としても忍びがたいといふ立場に立つておるわけであります。それからこれはもともと従来の経験者が漁業権を持っておるわけでありまして、それをかりに管理漁業権にするということは、それらの経験者が持つておる権利を、一たんその人たちの権利から組合のほうに移す、権利を取り上げるという形になるわけであります。しかしそれがもちろん國家内、国民誰も内こ

必要なものであれば、それも必要かも
しませんけれども、さよならドラス
ティックなやり方がいいのか。その辺
にも問題があるかと思います。ただ

し、ただいま千田先生いろいろ御指摘
がございますように、一方におきまし
ては、これはやはり地元の沿岸漁業者
にも、真珠の、それによって生業の場
にもなっておるわけありますから、
その意味から、今回の改正案におき
ましては、新規漁場につきましては特
別の配慮を加えまして、組合と従来の
経験者が同列に免許の優先順位を持ち
得るというふうな、まあその面ではや
や特別の配慮を加えて参つてきておる
のであります。

○千田正君 個人に對しての許可が約
三百、これが今の資料に出てくるので
あります。しかし、その三百の個人の經營者
といふのは、漁業協同組合よりもみん
な優秀な、そらして資本的背景において
十分にやつておるような会社なり個人
ですか、この三百といふのは、大資本
のほうは十分に企画しておるのでしょ
うけれども、どうもそういうところの
調査は十分じゃないじやないかと私は
思ひながらね。

○政府委員(村田豊三君) ただいま御
指摘になりました点、個人經營の真珠
養殖業が、經營的にはたして満足なも
のであるかどうかという御指摘でござ
いますが、たゞいま手元に、それが満
足であるというふうな積極的な資料た
だいま持ち合わせておりませんので、
適当な機会に答へさせていただきたい
と思います。

○委員長(桜原茂喜君) ちょっとと速記
をやめて下さい。
【速記中止】

暫時休憩をいたします。
午後零時五十六分休憩

○委員長(桜原茂喜君) 速記を始めて
下さい。

○政府委員(村田豊三君) 真珠養殖業
者の個々の經營内容を検討いたします
資料は、調製に多少骨が折れるかと思
いますが、一応調製するように努力し
てみたいと思います。

○千田正君 ただ、今おっしゃるよう
に、あなたのほうが沿岸漁民の育成の
ために従来のとおりやるというその根
拠が、われわれの質問しているときに
ながら、真珠の場合は、真珠業者に優
先的に従来のとおりやるというその根
拠が、われわれの質問しているときに
満足、少なくとも了解のいくような説
明をなされるような資料なり根拠がど
うも足りない、ということと、多少矛盾
したようないわゆる水産行政の一貫し
た大前提のもとに立つことと、この二
つを併せて参考にさせていただきます。

○政府委員(村田豊三君) 御要望の御
趣旨に沿いますように、できるだけ資
料を調製してみたいと思います。

○政府委員(村田豊三君) たゞいま御
指摘になりました点、個人經營の真珠
養殖業が、經營的にはたして満足なも
のであるかどうかという御指摘がござ
いましたが、昭和三十五年十二月末現在
の公庫からの融資残高が一億三千万円
度にいたします。午後は一時五十分再
開をいたします。

調査その他によつて判断いたします
と、海そのものの環境条件が非常に交
わつてきていることが考えられる
のであります。で、それは、たとえ
はプランクトンの組成が変わつてきて
いることが見られます。それが
いるということが見られます。それが
なることがあります。それが、たとえ
は、ニシン自体の胃袋の中にいろいろ
なえさがあるわけでございますが、そ
のえさが昔と多少違つてきているとい
うことと、それから春先に岸に産卵に
押しあげて参りますニシンの胃袋の中
には、昔は非常にたくさんえさが充
満していたのですが、最近はそ
ういう充満されているようなものが非
常に少なく、ニシン自体がえさをあ
まり食べていないことが、最近はそ
れをわれわれに納得するように説明し
ていただきたいといふ点なんですよ。

○政府委員(村田豊三君) たゞいま御
指摘になりました点、個人經營の真珠
養殖業が、經營的にはたして満足なも
のであるかどうかという御指摘がござ
いましたが、昭和三十五年十二月末現在
の公庫からの融資残高が一億三千万円
度にいたします。午後は一時五十分再
開をいたします。

したがいまして、対策といふことは
ちょっと今のところ考えられない、海
況の好転を待つということにしかなら
ないと思います。

○櫻井志郎君 今の研究部長の話で大
体わかりました。大体わかりました
が、もう少し尋ねると、海況の変
化、それからニシンの最も好む種類の
プランクトンが減つてきた、その減つ
てきた原因といふものは、よくわから
ないけれども、海流の変化だ、まあ大
きなところでは、人工的に何と
か増殖しようということは不可能に近
い、ということは大体わかつたんです
が、たとえば沿岸魚であり沖合いを
回遊しないということになると、ソ連
の禁止海域、たとえば樺太とかあるいは
ソ連の本土——シベリアの沿岸とか、
カムチャツカとか、そういう方面に
ニシン資源というものは移動していつ
たのか。これは禁止海域だから、日本の
手で調べるといふことはできないかも
しらぬけれども、ソ連あたりから安
カズノコなんかも相当輸入もしている
し、もちろんこれはあるいは北欧でと
れるんだといふことかもしれないけれど
も、禁止海域に相当ニシン資源とい
うものは移動したんだといふ推定は立
ちませんか。

○説明員(花岡賀君) その点について
何かの要因によつて、そういう海況の
変動によつてそういう現象になつてい
るということが認められているのであ
りまして、ニシンの資源に対しまし
かまれておりますけれども、自然の
と、人間の、つまりいわゆる乱獲とい
うものが作用してこういう状態になつ
てゐるのではないかといふことは、これ
は世界的に認められていて、事実とし
て認められていています。

するが、いじりとができないようにいたしまして、漁業協同組合ができるだけの養殖業に進出していくようなことを考へたわけあります。なお、協同組合だけの資本では足りないといふような点もございまするので、そういう土地元漁民が出資をしておる法人とか、あ

れわれがどこに育っているのだ、たから、その水面は農民における農地と同じように、当然漁民に与えられるべきものだ。こういう主張だと思う。だから、その主張と今度の改正とはちぐはぐになつてゐるかどうかということとなるのです。ちぐはぐになつていないとい

しても、できるだけその漁協を優先させていきたいということは考えておるわけでございまして、定置漁業におけることは、はつきりとそういうことを打ち出しておりまするし、あるいは魚類養殖の漁業権、真珠養殖の漁業権におきましても、できるだけそういうこと

うも私はこの際、午前も申し上げましたように、これはなかなか真珠の問題はそう簡単には解決つきません。そしてなぜかというと、国際価格を有するところの商品でもあり、また国際価値を維持するためには相当の技術の高い技術も要する、それから相当の

うなものにあらひとつ一步進んだ改正を加えて商品価値をはつきりするような計画性をもつて、そうして漁民もその計画性に乗った漁業として漁民を保護していくような方針を考えるほうが私は非常に賢明な行き方であると思うのですが、そういう点についてはどちら

るいはそういう漁協が出資いたしまして作る法人とか、こういうものも地元漁協と同じ資格をもちまして免許を受ける、こういう建前をとつたわけでございます。

うお話をあれば漁民は納得いくはずなんだが、どうも割り切れない考え方でいるということは、まだもう少し漁民の人たちに納得いくような説明なり指導なりが足りないんじゃないですか。大丈夫、これは説得できる問題ですか。

ふうな配慮を今後においてやっていきたいということがこの改正案の趣旨でござります。

○千田正君　趣旨はまあ以前から大体わかりますがね。問題はさつきも言つたとおり、漁民の心配というのは、

本をもつてある程度の品位と品質をめつつ国際の市価を高めていかなければならぬ。一方においては乱戻すおそれがあるからこういう改正法をやつぱり真珠事業法をもう一度手に入れるということになつてくるのだが

○説明員(林田悠紀夫君) 午前中もその点についての御指摘を承ったのでございますが、確かに御指摘のように真珠の生産が、たとえば一時的な輸出の好況等に便乗いたしまして、無計画な

いだのは一体どういうことを水産庁に要求したのですか。たとえば三重県の漁業協同組合の関係の漁民が大挙して押し寄せて、それは、水産庁の行き方に対してもおっしゃるようだったら、そういういた問題もないというような立場で御説明になつておられるが、それならなぜ三重県の漁業協同組合の漁民があれほどたきがけでやってきて、そしてこの改正法に対しても反対

んなはやりたいのだけれどもなかなかやれない、たとえば今おっしゃったと
うに、農林中金の金を借りるとか、漁業金融公庫から金を借りようたつてな
かなか漁業協合組合はその規模のいんによつて、また信用度のいかんによつて、また企業体のように十分に運営するだけの金は惜りられないだ
うと私は思うのですよ。そういう状況
によつて、今のいわゆる経営者別の漁民じゃない人たちのところへ雇われて、漁業従事者としての生活を保持つ

して、一つの企画なり、それから販売ルートといふものをはつきりと軌道に乗せて、そうして金融なり生産なり、売なりといふものを一貫した政策の画面のもとに持つていかなかつたならば、真珠なんというものは豚に食わしいいといふような値下がりにまでなってくる。私はそういうふうに考えらるのですよ。だから、やはりこの改正と同時に、また真珠事業法といふものに対しても監視を欠いている、法律は。私はそう思いますよ。あの

生産になり、生産過剰になるとか、あるいはそのために商品の質が落ちるとか、そういうことになりますと、真珠が輸出産業としての特殊性を持つておりますだけに真珠の輸出産業としての将来性にも非常に大きな影響を及ぼすと存じます。その点は午前にも千田先生から御指摘のあったとおり、私も全く同感なんであります。ただ、またそういう意見もございまして、今回の漁業法の改正にあたりましても、この漁業法の改正と並行いたしまして

○説明員(林田悠紀夫君) 三重県の協同組合、その他の協同組合の主張にはいろいろ変化もあるわけでございますが、あるいはまたそこに相違もあるのです。なぜでございます。しかしながら、根本的な考え方と申しますのは、やはり漁業権といふものは、漁業協同組合に与えるべきものだということが根本的な考え方になつてゐるんじゃないかと、いうように考えておるわけでござります。

まして、その組合員に行使をさして、く、こういうものがノリとか、あるいはカキというように一年で交代をしてやつていけると、そういうよなことができるようなものを管理漁業権として考えまして、そうではなくて、三年、五年もかかる、そうして一つ一つが生きる資本を要する、また物権的な権利を持たないと十分そここの海を使って渔业を営めないといふようなものは經營者漁業権として、經營者を中心にして免許していく。そういう建前をしているわけでござりまするが、しながら、經營者漁業権の場合におき

していく以外に手がないというのが現状で、やないだろかと、そういうふうに思われは思うし、そういうことによつてだんだんだんだんだん漁民の権利、いうものは薄らいでいって、結局は、生き資本企業に押されていく。早くそそば、先祖伝來の自分の軒先の水面、いうのは大きな企業のもとに巻かれ入っていく。自分らは単なる漁業従事者、いうような立場にしかならないのだ。これではその漁民の権利を確保する、いう理由にはならない。こういうで、漁民の人たちがああ騒いでいるのじやないかと私は思うのですが、

めに乱造、乱発あるいはダンピングで、場合によつてはユダヤ系の資本によって独占されるといふものな……。ニューヨークへ行つてごらんなさい。日本でもダイヤモンドと同じように慎重に考えていても、ニューヨークの場ではユダヤ人の手にゆだねられてほとんどマーケットはユダヤ人によってじゅうりんされていると言つても言ではないと私は思う。こういふような実情にあるこの産業を、漁民の生ら言えば、この法だけでは私は不完全だと思う。やはり真珠事業法という

真珠養殖事業法のほうの手直しが必要であるかどうか。また、手直しはある程度必要じゃなかろかといふことで、われわれも内部ではかなり検討を重ねたのであります。特に千田先生御指摘のことより、ただ無計画な生産過剰になぞを来たさないよう、ある程度の計画生産と申しますか、そのためにはある程度の生産調整といふような指摘がどうしても必要ななつてくるのじゃなかろうか。しかし、その指摘をたまたま現時点において必要とするかどうか。その点私ども判断に非常に躊躇ひなんだのでござります。もしそれが必

おける自主調整ということも、法律的な裏打ちをすることも必要であろうかと思ひまするが、そのためには立法技術的にも不況要件があるかないかというような点が非常に問題になりますて、午前にもお答えしましたように、現時点においては直ちにそこまで法的措置を講ずる段階にはまだ至つてないということで、とりあえずさしあたりよりのところは本国会には提案を見合わせたような次第であります。しかしながら、ただいま御指摘の点、私ども全くその点は同感でございまして、これらにつきましては、今後の真珠事業の動向を見詰めつつ、適当な時期にはそれらの点についての、一方の事業法のほうの改正についても検討を要する問題であると存じます。

をやめたわけでござります。これは私どもの考え方をいたしましては、漁場の利用方法といふものにつきましては、これはある一定の期間が来ましたならば、これはどういうふうに利用したらいいんだらうかということを総合的に皆で検討して、その上で新しく免許をしていくということをやるのが適当じゃないかという考え方をもちまして、更新の規定は、実は区画漁業権全部につきまして落としたわけございません。ただ、先ほど申し上げましたように、期間につきましては若干差等を設けたというよくな次第でございます。

ここで更新していくといふと、いめどが、ほんとうに漁民がこれでもう大丈夫なんだと、いう安心の説明がつきますか。今のようになはに更新するのはもう五年のことなんだ、そのかわり将来漁民が安定生活ができる方途がこれによって、更新することによって統けばそのまま存続する。あるいは場合によっては、さつき私が話しましたところのいわゆる十三条の四号ですか、公益上必要なある場合は漁業権を免許しないといふような問題に引っかかってきたりして、いろいろなことで、今までのようになに十年ということはまあ受け取れなくなってくる、この不安な気持を一掃するような何かここで確答をしていただこうような方途はありますか。

持つていなかった場合には、またよほどの例外ない限りは十八条で第一順位がもらえる、またそういうものに免許するようにというような通達でも出せばいいんじゃないだろかと実は思つております。

○千田正君 そこで、埋め立て等の理由によつて漁業権の免許期間を短縮している例があるんじやないですか。

○政府委員(伊東正義君) 現在もたとえば公用水面の埋め立て権を持つてゐるといらうよんな人に対しまして、またそこを権利者が埋め立てをするといふようななことがはつきりいたしております。す地点については、五年ということではなくて、それより短い期間で免許をせよといふことがござりますが、はつきりしておらぬといふものにつきましては、そりあることはいたしておりますね。いう運用の方法をいたしております。

○千田正君 この二項では漁業調整以外は短期といふふうな認可はできないと思うが、どうなんですか。

○政府委員(伊東正義君) ちょっとと、失礼でございますが、御質問は何条でございましょうか。

○千田正君 二十一条の二項の場合の、「延長することができる。」

○政府委員(伊東正義君) 二十一条の二項は、漁業権者の申請により、延長することができるという規定でござります。

○千田正君 漁業調整との関係はどうなんですか。

○政府委員(伊東正義君) 現在、この法律は二十二条の二項以下はこれは附則で停止いたしておりますので、その時点に立ちまして五年たちますと新しく免許をしていくといふやり方をやつ

○千田正君 再延長はさまたげないといふわけですか。

○政府委員(伊東正義君) その場合に免許の資格があれば、当然その人ははたらくつていけるということになつておりますし、この十八条等で第一順位になつておりますので、附則で停止せられておりますが、運用としましては協同組合等はほとんどまた新しく免許をしてもらつてゐるという形でございます。

○千田正君 それから五十二条の問題になりますがね。この指定漁業の開拓について、指定漁業の範囲などの程度に法令で定めますか。

○政府委員(伊東正義君) お手元に漁業法の一部を改正する法律案関係政令規定期間見込み事項といふものを御配付いたしておるとと思うのでございまが、これはこの法律の建前からいたしまして、中央漁業調整審議会の意見を聞くことになつております。それで意見を聞きましてここに書いてあります五十二条の、水産動植物の繁殖保護または漁業調整のため漁業者及びその使用者の船舶について制限措置を講ずる必要があり、かつ、政府間の取り引きはどうかといふよなとの基準に従らしまして具体的に何漁業何漁業とすることを指定していくわけでございますが、現行の大臣許可につきましても私は、私は中審の意見を聞けば、指定されるようになるのじやなかろうかと思ふます、従来より変りますことがあつて、現在の法律では、カツオ、マグロにつきましては百トン未満のものと以上と、

やめまして、ものによりましては十年
というようなことにいたしまして、一
般的には五年ということで更新の規定

しかかもうした漁業に従事している者
のことでこれを見ていくわけでございます
が、先生のおっしゃいますようなこ
とが実は往往にしてございますので、
水産庁でもことしに入りまして漁船の
乗組員の組合がござります、こういう
人々とも一実は漁船の労働でござい
ます、が、懇談会を、われわれ全部出ま
してやりまして、そのときも実はいろ
いろ話が出来まして、漁船の構造から
いって、乗組員その他の問題とか、あ
るいは船舶安全の面から見ると、非常
に魚倉を大きくするとかいろいろな
ことがあつたり、安全性が欠ける問
題、それから乗組員が十分中で環境が
改善されぬ問題があるというようなこ
とを実はいろいろ言われたのでござい
ます。それで私どもとしましては、船
舶安全法にもわろん注文もつけます
が、今度造船法の建造の許可の場合
の他に対する一応の規定を今度変えな
きやならぬのじゃないか、そういうふ
うに思われるのですが、あいだ遭難
の数が非常に最近増加してきた。
それは、やっぱりトン数並びに設備そ
の他に対する一応の規定を今度変えな
きやならぬのじゃないか、そういうふ
うに思われるのですが、あいだ遭難
の数が非常に最近増加してきた。
○千田正君 水産庁ではお持ちだらう
と思いますが、昨年、一年を過ぎて
して非常に漁業の海難、遭難が多いの
です。しかも海で操業中遭難して死ぬ
漁夫の数が非常に最近増加してきた。
それは、やつぱりトン数並びに設備そ
の他に対する一応の規定を今度変えな
きやならぬのじゃないか、そういうふ
うに思われるのですが、あいだ遭難
の数が非常に最近増加してきた。
○政府委員(伊東正義君) この法律で
渔船の範囲は、現在の大臣許可はほとん
ど全部に入るものと見ていいのですか。
○政府委員(伊東正義君) これは中審
の意見を聞くことになつておりますの
で、最終的に私から今どうだといふこ
とを申し上げかねますが、おそらくそ
うなことが実は書いてあります。が、從
来あまりそういう規定が活用されなか
ったことは先生御承知のことおりでござ
ります。それで、今、先生の御質問
の点は、漁船法で漁船の建造許可をや
りますときの性能の基準の問題でござ
いますとか、あるいは船舶安全法によ
りますとか。

けてございます。こういうものにつき
ましては五十二案で分けております
が、こういふものにつきましては今度
は区別をしなくて、四十トン以上は
百トンで線引き、そうして差別的な
取り扱いを現在しておりますが、そ
ういふことは直つていくのじゃないか。
また、まき網につきまして、従来六十
トン以上というものを、四十トン以上
というようなものに大臣許可を直して
いくといふことがおそらく起き
てくるだらうといふに思われます。
が、大体は現在やっております、たと
えばトロール漁業、捕鯨漁業そういう
ものにつきましては、中審の意見を聞
けば私は当然それは大臣許可にすべき
だということで指定になるだらうとい
うふうに考えております。

○千田正君 水産庁ではお持ちだらう
と思いますが、昨年、一年を過ぎて
して非常に漁業の海難、遭難が多いの
です。しかも海で操業中遭難して死ぬ
漁夫の数が非常に最近増加してきた。
それは、やつぱりトン数並びに設備そ
の他に対する一応の規定を今度変えな
きやならぬのじゃないか、そういうふ
うに思われるのですが、あいだ遭難
の数が非常に最近増加してきた。
○千田正君 水産庁ではお持ちだらう
と思いますが、昨年、一年を過ぎて
して非常に漁業の海難、遭難が多いの
です。しかも海で操業中遭難して死ぬ
漁夫の数が非常に最近増加してきた。
それは、やつぱりトン数並びに設備そ
の他に対する一応の規定を今度変えな
きやならぬのじゃないか、そういうふ
うに思われるのですが、あいだ遭難
の数が非常に最近増加してきた。

○千田正君 水産法にもわろん注文もつけます
が、今度造船法の建造の許可の場合
の他に対する一応の規定を今度変えな
きやならぬのじゃないか、そういうふ
うに思われるのですが、あいだ遭難
の数が非常に最近増加してきた。
○千田正君 そうすると、今の指定漁
業の範囲は、現在の大臣許可はほとん
ど全部に入るものと見ていいのですか。
○政府委員(伊東正義君) これは中審
の意見を聞くことになつておりますの
で、たとえばラッコ、オットセイのお
話が出たわけでございます。あれを実
際で停泊いたしまして五年たれますと新し
いと、五年で打ち切る。あるいはそ
ういう漁民の保護につきましてはそ
ういう例外を除ましてはそ
ういう団体管理の漁業権というものを

○政府委員(伊東正義君) これはいろいろな
問題でござりますが、これは水産動植物
の繁殖保護と、それから逆に漁場及
びその漁業資源の保護という面におい
てはどちらが一体大切でありますか。
○政府委員(伊東正義君) 今のお話
で、たとえばラッコ、オットセイのお
話が出たわけでございます。あれを実
際で停泊いたしまして五年たりますと新し
いと、五年で打ち切る。あるいはそ
ういう漁民の保護につきましてはそ
ういう例外を除ましてはそ
ういう団体管理の漁業権というものを

○千田正君 それはここでいろいろ論
じたらしいへんですが、この資源保
護といふような、こういうふうなも
のに対し実際の裏づけとしては、た
くさんから、おそらくあれは国際条約を
おつしやいました繁殖保護の問題と書
かれて、海上で捕獲しないといふ
ことは、今これは農林大臣の許可漁業では
なく、これは禁止しておりますのです
が、これは水産動植物の繁殖保護とい
う面から、おそらくあれは国際条約を
作りまして、海上で捕獲しないといふ
ことを明治四十四年から実は条約で
やつておるわけでござります。先生の
おつしやいました繁殖保護の問題と書
かれて、それから資源をある程度蚕食する
ところの動植物の繁殖と矛盾するわけ
ですね。どちらを重点に考えられるわ
けですか。

○千田正君 御質問でござりますが、
まず、それから資源をある程度蚕食する
ところの動植物の繁殖と矛盾するわけ
ですね。どちらを重点に考えられるわ
けですか。

○千田正君 それは、まず、資源を

それが、一応開きますが、これは水産動植物
の繁殖保護と、それから逆に漁場及
びその漁業資源の保護という面におい
てはどちらが一体大切でありますか。

○千田正君 それはここでいろいろ論
じたらしいへんですが、この資源保
護といふような、こういうふうなも
のに対し実際の裏づけとしては、た
くさんから、おそらくあれは国際条約を
おつしやいました繁殖保護の問題と書
かれて、海上で捕獲しないといふ
ことは、今これは農林大臣の許可漁業では
なく、これは禁止しておりますのです
が、これは水産動植物の繁殖保護とい
う面から、おそらくあれは国際条約を
作りまして、海上で捕獲しないといふ
ことを明治四十四年から実は条約で
やつておるわけでござります。先生の
おつしやいました繁殖保護の問題と書
かれて、それから資源をある程度蚕食する
ところの動植物の繁殖と矛盾するわけ
ですね。どちらを重点に考えられるわ
けですか。

○千田正君 それは、まず、資源を

○千田正君 それは、まず、資源を
ある程度蚕食するところの動植物の繁殖と
矛盾するわけですね。どちらを重点に考えられる
わけですか。

○千田正君 それは、まず、資源を

れる金があるのし、なにか、そういうものについては、日本で水産の資源保護に使いたいから何とか金をよこしてくれというようなことを、実は先方にそのものに対しまして十分は使われてないということは、これは確かでありますと、その金がラッコ、オットセイのものに對しまして十分は使われておらずと思います。ただ、先生のおっしゃいます、ラッコ、オットセイで入った金は全部ラッコ、オットセイ關係に使わなければならぬかどうかといふ問題になりますと、一つ問題はございますけれども、特に精びつけてこちらになりますと、十分の一しか使っていませんと、十分の一しか使っていないということは確かだと思います。

は、国際法を作つて、そのもとでわれわれ漁民が締め上げられているということを考えると残念でならないと思うのですが、その点は十分考えておられるですか。

それでは、その次にひとつ簡単に申しますが、五十八条をお願いいたしたいと思います。五十八条の指定漁業の許可をする場合に、許可の公示方方法は具体的にどういろいろにやるのでありますか。

○政府委員（伊東正義君） 五十八条は、従来例がありますんでした漁獲ワクでございますとか、隻数でござりますとか、こういうものを申審の意見を開きまして公示をしよろ、オープンにひとつやろく、今まで全然やつておなかつたことでございます。でありますので、これはなるべく多くの人がわかりやすいようにということで、官報等は当然考えられると思いますが、そのほか何か適当な方法が、漁業会社だけに知らせればいいことでございますが、そのほかにも適当な方法があれば考えてみようというふうに思つております。今のところは何と何と何といふふうに限定はいたしておりません。

○千田正君 これは相当まあP.R.が必要だらうと思ひますが、それをやつてもららうとして、第一項の文のうちで、ただし書きがあるのでですが、「ただだし、省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない」というふうに書かれておりますが、これが「省令で定める緊急を要する特別の事情」というのは、たとえばどんなことをいふのですか。

○政府委員（伊東正義君） これも政省令規定見込み事情に書いておりますが、

四ページ目の三というところに、これは二ヵ月を下らぬ期間の余裕を置いて公示をするということが原則でござりますが、例外は私ども、ただ一つ今考えておりますのは、政府間の交渉といふようなことがございまして、その交渉が漁期の開始の三ヵ月前にも終結しない、たとえばもう適格な例でござりますが、日ソでございますが、そういうような問題に限つてそういうときには、もつと短い期間で公示ということでもいいということで、特別の事情の場合だけ、それも非常に限定いたしましてただけに限るというふうなつもりであります。

事項につきましては、中審の意見を聞く、また中審から意見を述べてもう、聞かなくて済んでしまう。開かなくて済んでしまう。規則は漁期の直前だ。それで何隻たとえ何トンとかいろいろになりますと、ういうことを聞かれてるひまがな、というようなことじやなかろうかと思うふうに考えまして、これも、このふうに省令も、ほとんど、考えておりませんのは今、日ソだけでござります。一般的にこれを広げようということは全く考えておりません。

うと、どうあうにこの規定で保障されて

○千田正君 最後に、この六十七条の
おるわけでござります。

この海区漁業調整委員会の権限ですね、これをもう少し都道府県知事なり、あるいは政府に対しての、もつとこの答申等が実行力のあるような権限をある程度与える必要があるんじやないかと思うほど、それほど答申が重要視されない点はあるのですが、この点について海区漁業調整委員会の権限をある程度強化する必要があるんじゃないか。こう思うのですが、どうですか、これは。

○政府委員（佐々木義和） 知事の本題とある程度同じといひますか、もつと

効力を持たしたらどうかといふ御意見でございますが、これはこの規定でございましては、私どもはこの程度でやっていけるのじやなかろが。これが行政機関的なものになりますから。これが行政機関的なものになります上か。して、また同じ委員会の仲間の者によれば以上の権限を持たせまして、知事に権限を持たせてやつていきます上か。いきますと、私どもの考え方としましては、それは第一線はやはり知事さんでございますので、知事さんの権限同様ということじやなくして、これは民的に話し合いをして、その上で指示するということが、この指示の性格らしくて私はいいのじやないかといふうに考えまして、これにつきましても大きな改正を加えなかつた次第でございます。

○千田正君 漁業法はこれで私は二
あれしまして、水産業協同組合法に
いてちょっとお尋ねしたいと思ひ
ます。従来の水産業協同組合法は、漁

に重点を置いてきておつたんだありますが、そして、他の生産組合がまだある点ではなかつた。しかし、今度の場は、ある程度他の生産組合も相当この組合の中で活動できるよう今度はされておるのじやないか、この点なんですね。この点はどういうわけなんですか。たとえはいろいろな法人が入つてくるおそれがあるとあります。そういう場合に、法人そのもの大きな資本のバックで入つてきた場合には、相當從来の協同組合法の目的ある程度侵されるのじやないか、あるいは力が低くなるんじやないか、こういう点があるのですが、その点はどうなんですか。

等で、法文の中に入れておりますが、これは漁業協同組合なりが出資する法人とか、あるいは漁民が出資の過半数を持っている法人とかいうようなことで、漁協なり漁民が出資をいたしまして、わざわざ法人、漁民会社——有限会社でござりますとか、合資会社とか、合名とかいろいろあると思うのでございまが、そういう漁民会社といふような法人形を考えてまして、そういういわゆる漁民会社には優先順位は高くしようというようなことを定置なり、あるものが大半を占めておるような法人を新しく考えまして、そういういわゆる漁民会社には優先順位は高くしようといふようなことを定置なり、あるいは真珠の新規の漁場等で考えておるわけでございます。

延長されるならともかくも、少しく問題が出てくるのではないかというより、年くらいで償却してしまうというならば、これは問題じゃないと思ふんですよ。

○安田敏雄君 今後構造改善事業の対象として組まれる漁場については補助金を出す、こういうことです。が、これは二分の一ですが。

○政府委員(伊東正義君) 二分の一でござります。それで、構造改善事業といらは四十二区域を指定することに

で、三十数億枚になつたと、いうことになつております。技術的に非常に進みましたので、同じ面積が要るか要らぬかなど、いうことが一つ問題がござります。それからその所得倍増計画が今度の構造改善計画にそのまま入っていくかと申しますと、この間の調整は実は

区を求めて、ことし約三百箇所ですか。やつておりますが、これとても返上しておるような動きもあるわけなんですよ。というのは、これは蘭の主産です。地形成をやるという場合に、蘭価格が一貫目当たり二千円を保たなければ、二分の一の補助金をもらつても残りの

か、ああいう計画でも一応価格はその時点に立った価格ということで実は計画そのものは作られております。今度の構造改善計画を作ります場合にも、先生おっしゃいますように、ノリ・ベースとといいますか、非常にオーバーブロード化ーションになるのじゃないか、

などころがござりますので、大体五年精算期間を考えれば、これは私どもは大体償還は可能じやなかろうか。それから先ほどから申しますように、組合につきましては、大部分のものがおなじく第一順位でまた新しい許可をもらつとうということになつておりますので、大体いいんじやなかろうか、さつきの近代化資金は六分五厘、十年以内といふうなことにいたしておりますが、大体私どもはこれでやつて、ノリについては償還が可能じやなかろうかと、実は思つております。

○政府委員(伊東正義君) 先ほど林田君が申しましたのは、所得倍増計画をやりますときに、水産の需要は一体どのくらいになるだらうということを試算したのでございますが、漁獲におきましても八百万トンでござりますとか、ノリは四十数億枚といふよりなとを実はやつたのでございますが、これは林田君が申しましたように、非常にテンボが早く、まあ所得弹性値と申しますか、が高くて、所得が伸びますにつれて需要が非常に伸びたということ

て、やはり十分新規漁場の造成を十力年計画で倍にしようといなれば、その間における問題を十分配慮しなければならぬと、こういふように私思つうわけなんですが、これども、こういふ点についてどういうようにお考えでござります
しょう。

○政府委員(伊東正義君) 価格問題は、これは非常にむずかしい問題でございまして、所得倍増計画やなんかございましたときに、一体十年先の価格はどうなるかということは非常に問題でございますが、長期見通しといいます

水産物の価格全体につきまして何かが価格維持が妥当かどうかという問題、非常に水産の価格政策はよくれておりましてむづかしい問題がござりますので、私は大臣からもいろいろ御指示も受けておりますし、価格問題をどうするかということは、制度として考えられるものがあるかどうかというようなことについて実はいろいろ検討いたしておりますところでございます。今の時点では、こういふものにつきまして価格をどうするのだ、価格指示をやるのだ、あるいは改良やるのだと

は構造改善事業に指定されまして、そこで実はやるという場合に入つてくるわけでございますが、これは漁場改良というような面で実は補助金を五割考証えております。そのほか補助金をもらわぬでやろうという人につきましては、公庫から近代化資金ということでお世話しようというふうに思つておるのでござりますが、ノリは先生が御心配になるよりも、非常に今のところは収益性の高いものでございまして、漁協も田畠者もかなりついているところよろしく

考えておりますので、早いおそいの問題はございますが、これは構造改善事業の中でも補助金ももらう。また実はノリの倉庫等につきましてのことしから三分の一の補助金を組むというようなことをしておりますし、われわれもかなり補助金でやれる部面が多いんじやなからうかと実は思つております。

○安田敏雄君 そうしますと、ノリの新規漁場を十カ年計画で倍にするといふことは、構造改善事業に着手するんだということは、構造改善事業の中でも補助金ももらう。また実はノリの倉庫等につきましてのことしから三分の一の補助金を組むというようなことをしておりますし、われわれもかなり補助金でやれる部面が多いんじやなからうかと実は思つております。

は県が作ってきましたものをこちらが見まして、これは適当であるとか、ここは直したらどうかといふようなことをやつて、いこうと思つておりますので、今のノリの計画そのまま、その構造改善計画に乗つて、いるということになりますが、両方計画やりますときの調整には、これは当然私は所得倍増計画を直すべきところは直すと、水産の需要の見通しを直すべきところは直すということをやる必要があるうと思つております。

中に出でておるわけです。したがつて、ノリを今までならば、それは補助対象になるのです。構造改善の補助対象になる。それで、調整と今言われましたが、かりに調整になつても、やはりそういうノリの価格の問題の先行きを十分考慮しないと、やはりせつかなくこれから漁場を開拓してやつた場合に、融資を受けても十年以内で六分五厘ですかの融資を受けても、それは償還されないで、結局は漁民の借金になつてしまふと、こういう場合が出てきやしないかということを考えられるつですよ。とうとうようこそこつて、

ましたとき、今十一年先四十箇億枚、いや需要だらうと思ったのが、現時古で三十六億とかそれに近い生産ができるといふことは、需要の見通しといいますか、その辺について私どもは若干その推定が誤っていたというふうに考えることをなさいますので、需要の面を考えながら生産のほうはひとつよく研究していくべきませんと、先生のおっしゃいましたような事態になるおそれがござりますので、これは生産をどの程度に構造改善計画で押えるかということは十分注意したことと思います。

○安田敏雄君 今後構造改善事業の対象として組まれる漁場については補助金を出す、こういうことですが、これ年くらいで償却してしまって、どうなんですか。

○政府委員(伊東正義君) 一分の一です。これは二分の一ですか。

○政府委員(伊東正義君) 一分の一でございます。それで、構造改善事業としては四十一地域を指定することになつておりますが、たとえばA県ならA県で除きますのは、そこに埋立地が確実に予定されますとか、工場地帯になりますとかいうようななはつきりしたこと以外は、大体海岸線として指定

しても、何か更新のところについて、延長されるならともかくも、少しく問題が出てくるのではないかというよう考へるわけなんですがね。これは五

年くらいで償却してしまつて、どうなんですか。

○政府委員(伊東正義君) 先生の御指摘の点は、たとえば今度の沿岸構造改善事業というようなことをやっておりますが、これに入つてくれれば防波槽その他のを作りの場合には補助金を出すとい

で、三十数億枚になつたということに
なつておりますて、技術的に非常に進
みましたので、同じ面積が要るか要ら
ぬかということが一つ問題がございま
す。それからその所得倍増計画が今度
の構造改善計画にそのまま入つていく
かと申しますと、この間の調整は実は
まだついておりません。と申しますの
は、沿岸の構造改善計画は、これは県
が作りまして、県が自分の県のこの地
域についてはどういう計画、どういう
仕事をやっていくんだということを実

区を求めて、ことし約二百個所ですか。やつておりますが、これとても返上しておりますような動きもあるわけなんですよ。というのは、これは蘭の主産地形成をやるという場合に、蘭価格が一貫目当たり二千円を保たなければ、二分の一の補助金をもらっても残りの四千五百万なりのいわゆる金は、どうい形にしても融資してもらわなければならぬわけです。そしてそういう価格を保たなければ借金になってしまふと、まあこういう問題がすでに農業の

か、ああいう計画でも一応価格はその時点に立った価格ということで実は計画そのものは作られております。今度の構造改善計画を作ります場合にも、先生おっしゃいますように、ノリ・ブルムといいますか、非常にオーバー・プロダクションになるのじゃないか、下がる心配はないかというお話をございますが、これも私どももこもつともだと思いますし、私どももその点は十分警戒をする必要があるだらうと思つております。ただ先ほど漁政部長申して

うなことにはまでは踏み切つておりますので、かなり正確な需要の推算をしました。それに見合つた構造改善計画をやつしていくというような今考え方であります。

○審田敏雄君 それから私は、農林漁業金融公庫の金は、比較的施設をする問題ですから、結局長期の資金になるわけなんですね。ですから、これは政府融資になるわけなんですね。系統資金の金ならこれは預金ですから、ですからなかなかそれは長期で貸し出せない面があるわけなんですね。したがって、ノリの生産者が国内に至るところにふえてくるということになりますと、いうと、勢い経済の動向から向つて競争になつてくるで、品質優良なものを作るということになると、設備についても結局は近代化された施設を作らなければならぬ。そうすると、金もたくさん要つてくる、資本もたくさん要つてくるということになる。その際に、そういう長期的な性格を持つておる施設に資本を導入する場合に、足りないから、自己資金では固に合わないから、勢い政府融資のそういう公庫の金を借りるということになつて、片方のほうではそういう長期のものを借りて、こっちのほうでは漁業権が更新を認められないで五年だということになると、どうもそこに愈い違ひが出る。じゃ、かりに五年でその漁場が濱海工業だとかその他の問題で結局閉鎖されるとどうもそこに愈い違ひ出てくるかもわかりませんね。そういうような場合には、その借りたお金が返済し切れないので、漁場を開拓するというようならぬ場合が出てきたときに、そのお金は返済してないからといって打ち切るわ

けにいかぬでしよう。何か補償料のほうからこっちへ返済しよう、こういふ問題が出てくるわけですね。したがつて、どうもそういうところに幸いにしていろいろ総合調整の中から他のほうへ同じ漁獲を転換しても、それは漁權があるからいいけれども、だけども、それはそこで一応打ち切られるという形になりますと、何かそこに割り切れない矛盾が出てくるんではないかと見ますといふと、何といふのですか。

別然としないものがあるわけなんですか
が、こういう点はいかがですか。これ
は私の言うことが間違つておるかどうか
かわかりませんが。

○政府委員(伊東正義君) 大体過去の
点からいいますと、大体四年半くらい

基础教育课程教材研究与开发

○政府委員(伊東正義君) 今の近代化資金を借りていくといふことになります。されば、六分五厘といふことでござります。これは高くな�니다。近代化資金につきましては、実はことしから沿岸漁業者經營安定資金、ここで御審議いたしました金と、それから近代化資金というようなものを二つ新しく実は今年から作つたよろなわけで、從来よりも金利が若干安いだらうといふようなことに思つております。

○安田敏雄君 この辺にして。それから、いただいた資料の漁船隻数の推移といふところですね、これを見ますと、無動力船が相当減つてきておりますね。三十四年に比べて三十五年は一萬七千六百隻くらい減つておるわけです。それに引きかえて五トン未満は昨年よりかちよつと減つておりますが、大体これは過去の累年の実績から見ますといふと、相當ふえてきているわけです。五トン以上のものから十トンくらい、この程度のものはやっぱり減つてきておるわけなんです。これはどういうよろなことを物語つておるわけでしようか。

○政府委員(伊東正義君) 無動力船、御指摘のように、これはずっと減つてきております。これは数字の示すとおりでございまして、無動力船というおくれた形のものは非常に……。それでそういうものが一有動力の五トン未満をごらんになりますと、これがかなり三十四年と三十五年では若干減つておりますけれども、累年増加しているというよろなことです、無動力の船がこの有動力の五トン未満とかそういうところに変わつてきているという姿が一つ現われております。

すこと、あとは比較的大きい五トンから九トンとかいうのはほとんど同じでございまして、前から見えますとふえておりますのは、二十トンから五十トン、あるいは五十トンから百トンとかいうような船の大型化のところが現われている。たとえば有動力の五トン未満でございますとか、あるいは五十トン以上とか二十トン以上とか、割合有動力船が動力でも大きなところに五トンなり十トンなりの船が移っているのがこの趣向でござりますとか、あるいは五六十トンから私は出てくるのではないだらうかと思つております。

十トン、百トンとかいうようなとおりの船が傾向としてふえてきているところをうわげでございます。

○安田敏雄君 これはやはり一面に無動力船が減った中には、さつき論の中に出でたんだですが、浅海養殖ノリやカキが多くなったからそちらほうに転向したという問題はないんですか。

○政府委員(伊東正義君) この表か出ておりますように、無動力が減りまして、それから五トン未満がふえるといふのは、一つは五トン未満が移っていくということ、もう二つは、これは駁漁といいますか、漁をめていくといふ両方にこれは考えていいんじゃないだろうかと思つております。

○安田敏雄君 大体動力を小型動力すれば、たとえばディーゼル船にすとかいうよなことにすれば、過去切りかえが最近でしょと思いまが、その漁家の平均収入といふもの大体高くなっているんですか。これかりに二十八年ぐらいを境にして機化の行為が出てきたわけです。そういうよな問題から、今日までの間にトントンから五トンくらいの動力船に切かえたと、そういう中で漁家の平均入量といふものは、漁獲量並びに漁金高ですか。そういうものが飛躍的に伸びておるわけですか。

○説明員(林田悠紀夫君) 昭和二十一年と昭和三十三年の比較があるのであります。が、無動力船の生産所得二八年が、これはトータルとして出でるわけですが、七十八億円あつたわです。それが三十三年になりますと十九億円に減つております。無動

家が、これはあるいは漁民会社といふことも申しましたし、いろんな形で外へ出していく。大きくなつてていくということを考える必要があるのじゃなかろうかというようなことで、今度の漁業法では、御承知のように沿岸のほうから外へ出していくといふような必要がある場合には、大臣許可についても、新規の場合にそういう人については従来と違つて考えていくこういうような規定もわざわざ入れたようなわけでござりますいまして、先生の御心配のようなことになるべくならぬようにならうことはわれわれも心がけるつもりでございますし、漁業の免許、許可の運営にありますことは、十分その点は注意して参りたいと思っております。

ですから、実際の問題としては、共同化ということは全然名目であって、現実には漁業権は協同組合が持つておるのだが、実際にその漁場を支配しておるのはよそから入ってきた資本であるといふような形が実際の問題としてあるのではないのですか。私はそれを調べていないわけですがね。

は、労務者等が非常に労働の移動で確
保できなし、というような面から、やむを
得ずいろいろな形の協業とかいう形が、い
ろんな古い、たとえば九十九里の揚漁
のあの地帯にも共同經營ができるてくる。
とかそういうような形も出てきつつあります
が、ありますので、私ども今一度の沿
度の沿振法を出しましたのも、いろい
ろ労働移動が相当激しくなってくる。
残る人ももちろんございます。いい機
会でござりますので、いろいろの意味
の構造改善なり、あるいは協業化の問
題をやっていきたいということで、そ
ういう考え方で、実は沿振法も出して
おるわけでござります。

いろいろのを強化していくならば、やはりそこに新しいほんとうに共同經營としての指針を立てて、そしてそのような方向において行政指導をしていく。ただ指導ばかりでなくして、その裏づけとしての何としても資本の不足が一番大きなことですから、その資本の不足を補てんしていくという、こういう形を合わせてといかないと、これはやはり共同經營が、かりに協同組合に漁業権があつても、一部のボスの運営と資本不足というよなことで引きますと、結局私はそこにつけ込んでから資本が入ってくる、あるいはそういうその組合員に、そこに出資額をたくさんに他から補てんしてやる、それが知らず知らずに入ってきて、それが一つの漁場の独占化になってくる、こういう問題が出てくるわけです。ですから、私はこういう問題をやはり今後の行政の中では十分配慮していかなければならぬ、こういうふうに思うわけなんですかね、こういう点について。

ておるといらうことが私はなきしもあらずといふに考えます。それで漁業権の主体が漁業権を持つたら、いかにも組合が漁業がやれるよにといふようなことで、それはまさしく共同經營、組合の自営的な共同經營ござりますので、そういうものにつきましては資金の面を見てやるとかいふことは、私どもとしましては、それは当然考え方。それから先ほんましまして、農業で農業法人といふうな共同經營が出てくる形のものもございますが、漁業でもそういうもので育ばえるところがあるということを中心としたわけでございますが、そういうのにつきましては、私どもとしましては、一つの新しい形としてそれはそれで育てていく。全部それに対する意味ではございませんが、そういうればそもそもはつんとしまうのはなくて育てていくことを考えていく必要があると思つております。

したときに、結局そういう会社にして、漁協は将来それぞれ吸収されにくといらうよな問題の中では、結局そういう大小真珠業者があるわけです。大きな御木本とか高島屋とかたくさんあるだろうけれども、そういうような中で、大きなところは労働關係はいいのだけれども、問題は何も私の言うのは、その漁家が漁業ができる、できないの問題じやないのです。問題は、そういう漁場に雇われた場合において、生活が安定するかという雇用關係が重大な問題なんです。そうでしょう。みずから自家経営しなくても、それ以上の収入があれば雇われてもいいわけなんですね、今日の資本主義經濟の中では。ですから、そういう意味合いにおいて、まあ聞くところによりますというと、一番漁業における雇用關係がおくれておるということを聞いておる。ただその保護法律としては、労働基準法とその関係施行令、それから船員法とその関係施行令しかない。あとのものは全然ないといふよなことを聞いておるわけなんですけれども、そういう雇用の近代化といふよな問題には、やはりこの漁業法の改正の中などでどういうふうに今後対処していくつもりですか。

漁船労協等とはいろいろ話し合いをしまして、実は船主のほうにそういう問題を取り次いでくれとか、こういうものを直すことは、水産庁が今許可権などを持っておりますので、話をしてくれというようなことで、事実上の問題として漁船労協等と話し合いをしてしまって、船主に話すというようなことを実は行政の一環としてやっております。漁業法には、実は労働法を守る意思があるかどうかとか、いろいろ実は今まで書いてありますから、あまりこれは活用されておりません。でありますので、今後は、私どもとしては、やはり

産業全体としては好ましい現象ではないわけですね。これは戦前、日本が確かに一番諸外国の信用を落としたのも、諸産業においてはそういう点があるわけなんです。したがって、そういう問題をとらえましたときに、やはりこういう沿岸漁業の振興法であるとか、そういう問題だけではなくて、これは農林省ですから法案に現われるときには、当然その漁獲量であるとか、漁場の整備とか、そういう問題だけではないのですよ。しかし問題は、今後そういう雇用関係の問題を前進させていくう、たとえばおらん林省ですから法案に現われるときには、こういうものだけいいのですよ。しかし問題は、今後ずっと雇用関係はないんだろうと思うう。おそらく二百日、多くてそのくらいのものだらう。中小産業になつていて、人たちが大産業に勤めても、おそらく年間ずっと雇用関係はないんだろうと思うう。おそらく私は、これは労働問題を考え、それからさらにはああいう危険な作業でござりますから、いろいろな問題が出てくるわけです。そういうときにやっぱり私は、これは労働問題だから農林省の関係ではないのだといふんですね。問題はこういう漁業法を改正することによって、勢い雇用関係にだんだん影響も出てくるわけです。したがって、ちゃんと精査して、これに対する対策を立てなければいけない。そういう対策がないから、漁場のお互いに獲得権争が出たり、いろいろのものが出てくる。それで封建的のものはいつまであるわけですね。これは戦前、日本が確

残つておると、こういう結果にならぬかと思うわけです。ですから、そういうよろな問題を十分配慮していかなければならぬ。私は決して、従前、親の代から魚をとつておつたから、養殖をしておつたから、おれには権利があるのだということではない。おそらく漁村の人たちもそらだと思うわけです。問題はそれから離れてしまうといふのだと、もう他産業へ行くにも臨時工、外工になつてしまふ、将来の安定性がないのだ。勢いやむなくついていくのだと、こういうことである。そこで自分の生まれた土地で、あるいは付近で働くのならば、これは何も漁に出なくてよい。そういう会社へ雇われて、漁業会社に雇われても、収入が最低生活を保てるだけの収入があれば、それで私は問題は解決するだらうと思うわけなんですよ。だからしながら、そういう問題を考えましたときには、やはりこういう漁業法の改正のときには、当然雇用問題については十分農林省政府でもわかっているはずなんですよ。水産局でもそういう雇用関係については、好ましくない現象についてはわかつてゐるはずなんですから、ですからやっぱりそらいう問題については、十分労働者あたりと密接な連絡を積極的にとつて、やっぱり少しでも農村の民主化ができるし、総体の生産高が上がるように配慮していくかなければならぬと、こういうように思うわけなんですがね。こういう点に関してひとつ注意を、これは大臣に伺わなければならぬわけなんですけれども、長官どう申しますか。

ので、実は先ほどお話ししますように、船労働組合と懇談会を、私は下りな長出来まして懇談をやって要望を聞きまして、船主のほうにも話すといふことを実は始めたわけでござります。それで実は先生のおっしゃるとおり、非常にくれていて形態が多くござりますが、これは歩合制からきているのでござるので、これは直していかなければなりませんのでござりますが、ひとつ私どもはこれが歩合制からきているのでござりますが、はなはだ遺憾なんでござりますが、たとえば以西で過去においては労働者——乗組員、漁夫たちが乗つている生活環境をよくするためであれ増トンは認めますといふことをやつことがあるわけです。外から買ってやつたのでは、実際できたときもそうなんですけれども、やってみるとみんな魚を積んでしまって、歩合制のだから魚をよけいとつたほうがいいので、自分は廊下のほうに行つてゐるということ、乗組員自身が自觉ぬことがまだあるわけです。私は乗組員の労働組合を行つても、そういうとを言つたことござりますが、これ配分問題の歩合制がこれの根本になつてゐることは確かなんでござります。これは両方、私のほうも当然先生おっしゃつたことはやるつもりでありますし、乗組員の諸君ももう少しして、昔のような労働関係でこれから生産が伸びていくといふことは漁業が、これはみんな関係者相待ちますて、昔のような労働関係でこれから水産厅としては十分力を尽くすつもりでございます。

に、今後は農林漁業行政、特に漁業行政について、根本的にいうならば、政策について、最近の漁業の実態の中から見ます。いろいろ、そういう前近代的な雇用關係といふものが場合によつては漁業の大いな将来における發展を阻害するかもしれません。そういうおそれも十分あるわけなんです。したがつて、こういふ機会に、それは早急にはなかなか結論を得ることは容易ではないけれども、十分労働省あたりと何かそういう対策についての協議機關でも持つて、そうして十分精査して、少しずつでもいいから前進的な解決をしていくといふことも私は必要じゃないかと思うのです。従来、今まで、これは中小企業の場合は通産省で中小企業対策をやるだけなんだ。少なくともそういう雇用關係については労働省と無関係だ。おそらく農省でもそうでしょう。ですから、結局農業の基本法を作るときでも、農業の労働従事者からそういうふうないいろいろ問題が出てくるわけですよ。そういう雇用問題を調整することによっていけば、資本主義經濟だから、貯蔵するには加工をする、それには大会社しかできない、それはその大会社が農産物にしても、海産物にしてもこれは腐敗してしまうものだから、貯蔵するには加工をする、そこには大会社しかできない、それが結果いろいろ問題が出てくるわけですよ。ですから、そういうような問題を、今のうちから雇用問題について対処していくかないと、これは漁業の将来の發展について國際的にも指弾を受けすることが出てくる。日本の漁獲量は世界一だ、ところが依然として雇用問題

は前近代的だといふようなことでは、これは全く矛盾してゐるわけですが、これは全く矛盾してゐるわけではありませんから、そういう点について十分対処するために協議会でも作つて、懇親的に対策を考えなくてはいけないことが必要ではないかと思うのでござりますが、こういう点についてひとつお聞きしたい。

○政府委員(伊藤正義君) 協議会を作らぬか、作らぬかということは一つの形式でござりますので、今ここでどうともきめかねますが、厚生省とももちろん私のほう関係ございます。今の問題であります。ですが、労働者とも関係ござります。これは先生おっしゃいましたことはよくわかります。大企業ですと、比較的いろんな関係が近代化されているのでございますが、実は中小といいますか、そういうところに一番問題の雇用に問題がござりますので、問題の重点をつかまえまして、先生のおっしゃつたような趣旨でこの労働問題の近代化ということについては、水産厅として努力して参る所存でござります。

○安田総務君 海区調整委員会ですか、ああいうようなものについてまだありますけれども、おそいからまたにします。

○鷹野繁雄君 僕は資料の要求をしま

す。

水産物及びその加工品の輸出入の最近の数年間の統計をお願いしたいと思

○政府委員(伊東正義君) 始出入の量、近五年くらいでよろしくござりますが。
○野野緊雄君 その実績。それから、水産物の需給状況、どれくらいとれて、どれくらい消費しているか。それで何をどれだけ増さなくてはいけないか、輸入しなくちゃいけないかといふ關係で水産物の需給状況。それから、水産物の集散状況、どれだけのものがどこに集まつてどういうふうに配給されているかといふ。これは一方のほうにおいては、貯蔵の關係があるから倉庫がある、倉庫が必要だ、冷蔵庫が必要だ、製水能率がどういうふうになるか、こういうふうなこと、そうしてそれをどういうふうにして輸送計画をやつしているか、これはむずかしいかもわからぬけれども。それから一つは、鉄道の事故によつて汽車がストップした、その場合の損害はだれが負担するか、これは長崎県では茂木枕把の場合に非常に損害を受けたけれども、手続上の誤りのために損害を要求することができるなかつたが、そういう事故があつたと予想しないような事故があつた、その場合においてだれが損害を負担しなくちやいけないか。
それから、日本の漁業が海外に進出するならば、どこにどういうふうな漁業を計画して進出をしようと思つていいるのである。それから、海の上の問題だから海洋氣象というものが關係があるのであるが、海洋氣象を今後どういうふうに充実していくかと思つてるのであるが、また海賊がどういうふうな状況における状況。それから、大水産会社が関係の方々その他に最近はだいぶん

三

田城雄君 海区調整委員会です。あいにくよくなものについてまだありますけれども、おそいからまたにます。

○政府委員(伊東正義君) 始出入の量、近五年くらいでよろしくござりますが。
○野野緊雄君 その実績。それから、水産物の需給状況、どれくらいとれて、どれくらい消費しているか。それで何をどれだけ増さなくてはいけないか、輸入しなくちゃいけないかといふ關係で水産物の需給状況。それから、水産物の集散状況、どれだけのものがどこに集まつてどういうふうに配給されているかといふ。これは一方のほうにおいては、貯蔵の關係があるから倉庫がある、倉庫が必要だ、冷蔵庫が必要だ、製水能率がどういうふうになるか、こういうふうなこと、そうしてそれをどういうふうにして輸送計画をやつしているか、これはむずかしいかもわからぬけれども。それから一つは、鉄道の事故によつて汽車がストップした。その場合の損害はだれが負担するか、これは長崎県では茂木枕把の場合に非常に損害を受けたけれども、手続上の誤りのために損害を要求することができるなかつたが、そういう事故があつたと予想しないような事故があつた、その場合においてだれが損害を負担しなくちやいけないか。
それから、日本の漁業が海外に進出するならば、どこにどういうふうな漁業を計画して進出をしようと思つていいるのである。それから、海の上の問題だから海洋氣象というものが關係があるのであるが、海洋氣象を今後どういうふうに充実していくかと思つてるのであるが、また海賊がどういうふうな状況における状況。それから、大水産会社が関係の方々その他に最近はだいぶん

昭和三十七年四月十三日印刷

昭和三十七年四月十四日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局